

環

第1章

【基本目標1】

人と自然が共生する まち 夢づくり





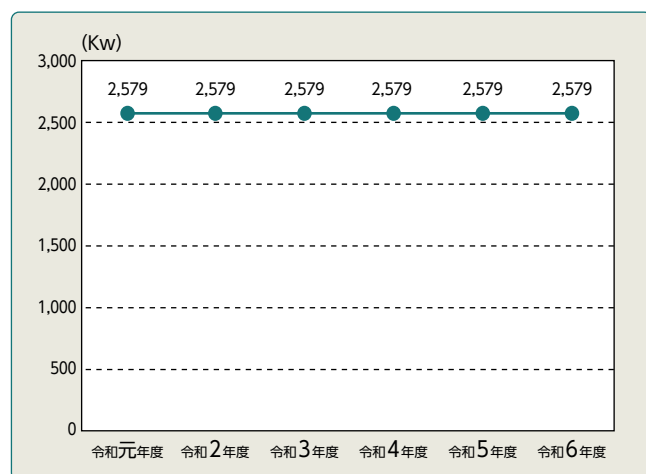
1 脱炭素社会の推進

現状と課題

本町では、これまで環境負荷の低減を念頭に、豊富な自然資源を活かした新エネルギーについての先進的な調査研究や導入に取り組むと同時に、自然資源を産業に活用するための新たな取組を推進してきました。そのため、北海道再生可能エネルギー振興機構との連携、弟子屈町温暖化対策実行計画（区域施策編）の改訂を進めることにより、地球環境の保全とエネルギー自給率の向上を目指してきました。

こうした中、国は地方の協働・共創による、地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、「暮らし」、「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現を政策として掲げましたが、本町でも令和3年12月に「てしかがゼロカーボンシティ宣言」を行い、これまで以上に脱炭素社会の実現に向けた取組を推進することとなりました。

そのため、本町の貴重な地域資源である地熱を一層活用した再生可能エネルギーの利用と、住民の意識の向上を図りながら、省エネルギー行動の推進を図る必要があります。



自然再生エネルギーの発電容量



てしかがゼロカーボンシティ宣言

取組の方針

- 公共施設への省エネルギーや再生エネルギー設備等の導入を進め、エネルギーの地産地消を行うことにより、脱炭素化を推進します。
- 温室効果ガスの削減に向け、町内の再生可能エネルギー資源の把握と活用を推進します。

目指す姿

- 温室効果ガス排出量が削減され、カーボン・ニュートラルに向けた取組が着実に前進しています。

施策

(1) 再生可能エネルギーの活用

2050 年カーボン・ニュートラルの実現に向けて、町内の再生可能エネルギー資源の把握を行い、バイナリー発電や地熱発電などの活用に向けた取組を進めます。

また、気候変動への対策として、「弟子屈町温暖化対策実行計画」に基づき温室効果ガスの削減を図るため、多様な再生可能エネルギーの活用を図ります。

主な施策推進事業

- 地熱資源開発事業
(★「しごとづくり」推進事業)

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	◎

(2) 省エネルギーの推進

一般家庭や民間事業所に対し省エネルギー行動の普及啓発、省エネルギー製品への買い替えや設備の更新について普及促進を行います。

また、公共施設の省エネ改修や、公用車のエコカーへの更新を積極的に推進し、省エネルギー活動の先導的な役割を果たします。

これら、省エネルギーの導入等を推進することにより、脱炭素社会の構築を図ります。

主な施策推進事業

- 省エネルギー行動の普及啓発事業
- 省エネルギー製品・設備普及促進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	○	◎

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R11年度)
(1) 省エネルギーの周知 (広報紙等への掲載)	回/年	3 (R6年度)	4

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
弟子屈町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	令和4(2022)年度～令和12(2030)年度
弟子屈町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)	令和5(2023)年度～令和12(2030)年度
弟子屈町環境基本計画	平成29(2017)年度～令和10(2028)年度
地熱資源を活用した「弟子屈・ジオ・エネルギー事業」マスタープラン	平成29(2017)年度～
弟子屈町観光振興計画 (後期)	令和8(2026)年度～令和11(2029)年度

関連するSDGs (Goals)



2 循環型社会の推進

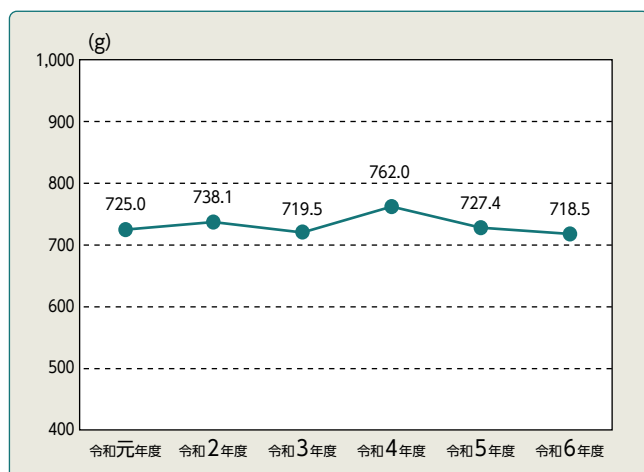
現状と課題

本町では、ごみの減量化による循環型社会の構築を目指し、3Rの定着に向け出前講座（ごみ分別説明会）の開催や広報を通じたリサイクルの促進を行うとともに、廃棄物の分別リサイクル化の推進に向け、住民の理解と協力のもと、近年の高齢者世帯の増加等を考慮し細分化や簡素化を進めてきた結果、ごみの排出量は漸減傾向となっていますが、今後は、3Rから5Rへと取組を強化する必要があります。

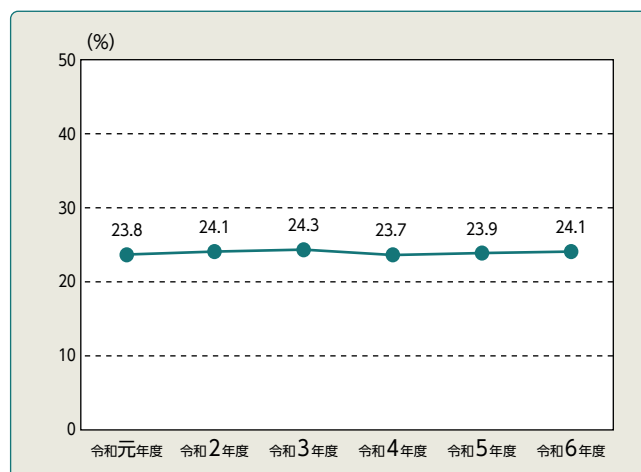
また、平成21年度から釧路広域連合へ加入し、一般廃棄物の中間処理（焼却）施設である釧路広域連合清掃工場で、安定的な処理を行っており、令和6年度からは不燃ごみの処理を追加しています。

一方、町内では廃棄物の不法投棄、ポイ捨てなどの行為が散見されています。本町では、ごみの不法投棄やポイ捨てから豊かな自然を守るため、平成18年4月1日に釧路市他近隣6町村と「自然の番人宣言」を宣言し、不法投棄の巡視や看板設置を定期的に行い、不法投棄の防止に努めていますが、今後も「自然の番人宣言」を出している企業や団体の拡大を図りながら、ごみのないまちづくりを進める必要があります。

併せて、本町の基幹産業である農業においては、農業用資材としてプラスチックが多く使用されていることから、廃プラスチックの適正処理の推進と、再利用の拡大も進める必要があります。



ごみ排出量



リサイクル率

取組の方針

- 環境負荷の軽減に向けた5Rの推進をより強化するとともに、環境保全に向けた適切な廃棄物処理の強化に努めます。
- 釧路広域連合との連携・協力により、釧路管内でのごみの広域処理化を進め、安定的な処理と環境負荷の低減に取り組みます。
- 農業者や農業協同組合と連携した農業用廃プラスチックの適正処理の推進と、再利用の拡大を図ります。

目指す姿

- 5Rへの取組や廃棄物の適正な処理が推進されているとともに、廃棄物による環境汚染の低減が進んでいます。

施策

(1) 5 R の推進と適正な廃棄物処理

ごみになるものを断り (Refuse)、ごみを減らし (Reduce)、使えるものは繰り返し使う (Reuse)、ものを修理して使い (Repair)、資源になるものは再利用する (Recycle)、5 R の取組を推進し、環境負荷の軽減に努めます。

また、廃棄物の適正な処理の推進を図るため、不法投棄対策として、釧路市他近隣6町村と連携し「自然の番人宣言」を行っている企業等の更なる拡大や普及啓発を推進します。

主な施策推進事業

- 資源ごみ処理事業
- 自然の番人宣言事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	◎	○

(2) ごみの広域処理化の推進

可燃ごみについて、平成 21 年度からの釧路広域連合への加入により安定的な広域処理を行っています。ダイオキシン類の排出抑制や排ガス防止措置による有害物質の除去など環境負荷の低減を図るとともに、脱炭素化の取組も引き続き行います。

また、不燃ごみについては令和6年から広域処理に追加された可燃ごみ同様、安定的な処理と環境負荷の低減に取り組みます。

主な施策推進事業

- 燃やせる (可燃) ごみ処理事業
- 燃やせない (不燃) ごみ処理事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(3) 農業廃棄物の適正処理と再利用の推進

農業者や農業協同組合と連携し、農業用廃プラスチックの適正処理により、自然環境に配慮した農業を推進します。

主な施策推進事業

- 農業用廃プラスチック回収事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	○

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R11年度)
(1) ごみのリサイクル率	%	24.1 (R6年度)	25.0
(2) ごみの排出量 (1日一人当たり)	g	718.5 (R6年度)	710.0
(3) 農業用廃プラスチック処理率	%	97.8 (R6年度)	100.0

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
弟子屈町一般廃棄物処理基本計画	令和6(2024)年度～令和15(2033)年度
第2次弟子屈町環境基本計画	平成29(2017)年度～令和10(2028)年度
弟子屈町災害廃棄物処理計画	令和2(2020)年～
釧路広域連合ごみ処理基本計画	令和8(2026)年度～令和17(2035)年度
弟子屈町観光振興計画（後期）	令和8(2026)年度～令和11(2029)年度

関連するSDGs (Goals)



3 環境保全の推進

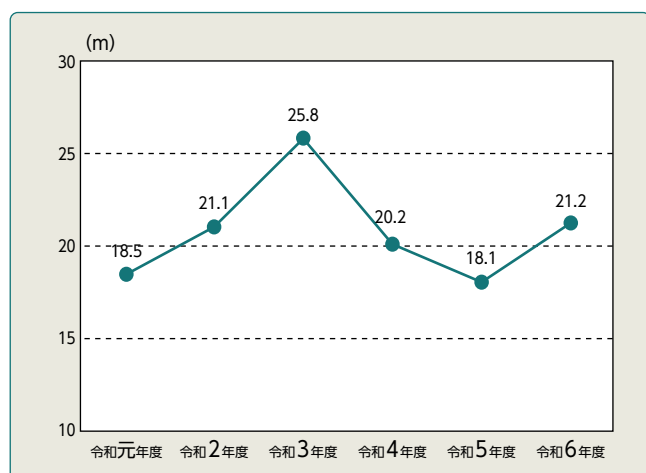
現状と課題

本町の恵まれた資源の代名詞である摩周湖や屈斜路湖の環境保全は非常に重要であり、現在、摩周湖周辺5町（弟子屈町、清里町、別海町、中標津町、標茶町）や国立研究開発法人国立環境研究所などの関係機関で設立した「摩周湖環境保全連絡協議会」にて、摩周湖モニタリング調査を実施しています。

また、屈斜路湖においては、環境省と協議し環境保全の観点から動力船の規制を実施していますが、摩周湖や屈斜路湖は本町の観光資源でもあることから、環境保全と流域周辺の地域振興も見据えながら取組を継続する必要があります。

そのため、湖沼の水質調査は、国や道が調査の主体となって実施するよう働きかけるとともに、環境保全と美化に向け、「自然の番人宣言」を軸とした清掃活動の仕組みづくりを今後進める必要があります。

併せて、農業環境の改善に向けて、家畜ふん尿の適正処理はより快適な農村における生活環境の向上につながることから、その臭気抑制や脱炭素化に取り組む農業者に対する助成事業の拡大等により支援を進める必要があります。



摩周湖の透明度



摩周湖水質調査

取組の方針

- 研究機関との連携により摩周湖及び屈斜路湖、その他の水質等の状況を継続的に把握し、住民に公表することにより、環境を維持・保全することへの意識の啓発に努めます。
- 臭気低減装置やバイオガスプラントの導入を支援し、家畜ふん尿の臭気対策の充実を図ります。

目指す姿

- 湖や河川の豊かな自然環境が維持されているとともに、家畜ふん尿の適正処理が進められ、農村部におけるより快適な生活環境が実感されています。

施策

(1) 大気・水・土壌等の環境の維持

本町の大切な自然資源である摩周湖及び屈斜路湖について、摩周湖環境保全連絡協議会や北海道総合研究機構等の研究機関による環境調査結果を積極的に公表するとともに、多くの住民に環境維持と保全に関する知識の普及啓発に努めます。

また、適正な利用と安全対策に係るルールを確立した屈斜路湖については、今後も自然環境を保全するとともに、地域の振興につなげます。

さらには、河川や湖への排水流入の低減に努め、水環境の保全を図ります。

併せて、北海道や関係団体と連携して、町内の土壌が汚染されることなく守られるよう取組に努めます。

主な施策推進事業

- 摩周湖モニタリング調査事業(水質)(★「まちづくり」推進事業)
- 摩周湖環境調査事業(大気)
- 屈斜路湖水質調査事業
- 屈斜路湖適正利用事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 農業環境の改善と整備

家畜ふん尿の臭気低減装置の導入がコスト面等の理由により難しい農業者に対し、その導入支援を図り、より快適な農村における生活環境の向上を推進します。

また、バイオガスプラントの導入による家畜ふん尿の臭気抑制や脱炭素化に取り組む農業者に対する支援を実施します。

主な施策推進事業

- 家畜排泄物臭気対策事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R11年度)
(1) 摩周湖モニタリング調査の実施	回/年	1 (R6年度)	1
(2) 臭気低減装置の導入台数(累計)	台	6 (H27~R7年度)	8

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
弟子屈町一般廃棄物処理基本計画	令和6(2024)年度～令和15(2025)年度
第2次弟子屈町環境基本計画	平成29(2017)年度～令和10(2028)年度
弟子屈町観光振興計画(後期)	令和8(2026)年度～令和11(2029)年度

関連するSDGs (Goals)



4 生物多様性保全の推進

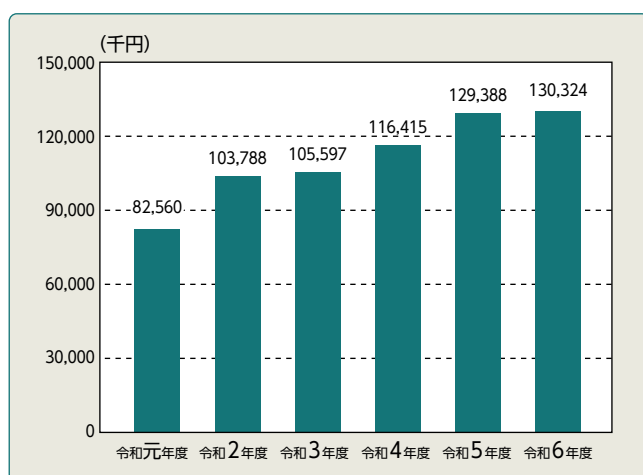
現状と課題

生物多様性は人類の生存を支え、人類にさまざまな恵みをもたらすものですが、日本だけでなく世界全体でこの問題に取り組むことが重要であることから、平成4（1992）年5月に「生物多様性条約」がつけられ、わが国も平成5（1993）年5月に条約を締結し、12月に条約が発効されました。

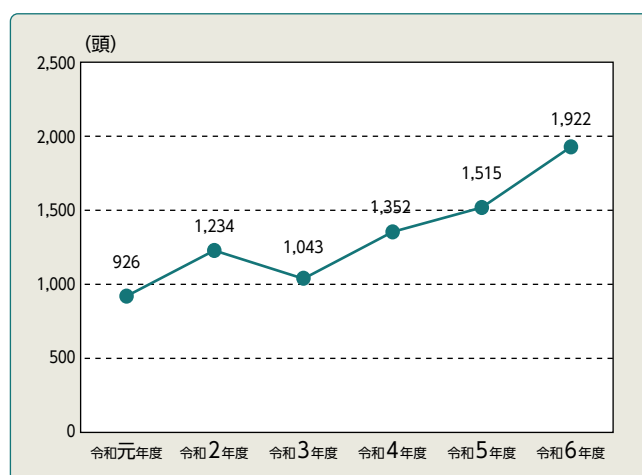
森林は生物多様性の宝庫と言われていますが、本町の広大な森林はまさしく世界にとっても貴重な財産であることから、より多くの住民が、森林の持つ環境保全力や生物多様性を保つ役割を知り、森林を守る意識を持つことが必要です。

また、生態系に悪影響を及ぼす特定外来生物であるオオハングソンは人間の活動によって本町へ持ち込まれ、町内に多く繁殖する状況となっていることから、防除等の対策を講じ、繁殖を抑制する必要があります。

豊かな自然環境の中にある本町では、野生動物も多く生息しており、エゾシカなどの有害鳥獣による農業被害が年々増加しているほか、近年人的な被害の恐れが高まっているヒグマも問題となっており、そうした有害鳥獣の生態を把握するとともに、有効な対策を強化する必要があります。



エゾシカによる被害金額



エゾシカ捕獲頭数

取組の方針

- 生物多様性への認識を高める機会である森林を守る活動を通して、住民の生物多様性への認識を高めます。
- 外来植物の繁殖状況を把握するとともに、その防除活動を推進します。
- ライトセンサス等により野生動物の頭数調査を行うとともに、有害鳥獣による農業被害の防止を推進します。
- 自然との共存を図る上でも関係する、畜犬や野犬（迷い犬）の適切な管理をするために、広域対応を含め狂犬病予防等必要な対応を推進します。

目指す姿

- 生物多様性の重要性を多くの住民が知る機会が十分提供されているとともに、野生動物との共存が図られています。

施策

(1) 森林保全と活用及び担い手の育成

住民の町有林への植栽活動を通して、より多くの住民が、森林の持つ環境保全力や生物多様性を保つ役割を実感し、森林を守る意識の啓発を図ります。

主な施策推進事業

- 町民植樹祭事業

協働の役割分担

住 民	団体等	行 政
◎	○	◎

(2) 外来植物対策の強化

町内に生息・自生する植物を保護するため、オオハンゴンソウなど本町の自然の脅威となる特定外来植物に対しては、環境省やNPO、及び住民と連携し繁殖現状の把握を行うとともに防除を進めます。

また、外来種が及ぼす影響について周知啓発を行い、意識の向上を図ります。

主な施策推進事業

- 外来種防除事業
- 外来種に係る周知啓発事業

協働の役割分担

住 民	団体等	行 政
◎	○	◎

(3) 野生動物対策と農業被害の防止強化

野生動物との共存に向け、研究機関によるヒグマの生態調査に協力するとともに、その把握と必要な駆除を実施します。

また、エゾシカなどの有害鳥獣による農業被害の防止を図るため、シカ柵整備や猟友会への奨励などの捕獲事業を継続して進めるとともに、狩猟者の確保に努めます。

主な施策推進事業

- 有害鳥獣の生態調査及び有効活用事業
- 鳥獣害対策事業

協働の役割分担

住 民	団体等	行 政
○	◎	○

(4) 保健衛生の向上

畜犬及び野犬による人や家畜動物への危害を防止し、安全保持のための飼育者への指導を徹底します。

また、畜犬の正しい飼い方や管理意識の強化について、広報等による周知徹底・啓発に努めます。

主な施策推進事業

- 狂犬病予防注射接種率向上事業
- 狂犬病予防注射接種啓発事業

協働の役割分担

住 民	団体等	行 政
◎	○	○

指標

指標名	単位	基準値	目標値（R11年度）
（1）植樹祭面積	ha	0.3（R7年度）	0.5
（2）外来種防除量	kg	950（R7年度）	1,000
（3）エゾシカ捕獲頭数	頭	1,922（R6年度）	2,200
（4）狂犬病予防注射接種率	%	68.93（R6年度）	70.0

関係する個別計画

関連計画名	計画期間
弟子屈町鳥獣被害防止計画	令和4（2022）年度～令和6（2024）年度
弟子屈町観光振興計画（後期）	令和8（2026）年度～令和11（2029）年度

関連するSDGs（Goals）▶▶



外来植物の駆除

5 景観保全の推進と公園の充実

現状と課題

本町では、町全体の風景が優れた自然環境と調和することで、住む人の景観に対する誇りや観光資源としての活用が期待されており、更なる美観形成につながる取組を推進してきました。

温泉に恵まれた本町では、町内に多くの温泉街があり、住民のみならず観光客に憩いを提供する景観が強みでしたが、施設や家屋の老朽化により以前より街並みの魅力が低下しており、その再整備を進める必要があります。

市街地を一步出ると広大な農村や放牧の田園風景も広がる本町では、雄大で優れた農業景観に対する取組を高める必要もあります。

また、民間等による施設が阿寒摩周国立公園内には多くありますが、その自然景観を損なうことのないよう配慮も求められており、今後景観計画を修正し、町全体が統一感を持った景観づくりを進めるために景観行政団体となり、より良い景観の形成を進める必要があります。併せて、川湯温泉に残存する廃ホテルの除却も進める必要があります。

国立公園の他、本町各所には、街区公園、近隣公園、都市緑地等の都市公園や、条例で定める公園等があり、住民の憩いの場所として活用されていますが、老朽化が進む公園もあり、その廃止を検討する必要があります。そのため、町所管の公園については、施設自体の健全性を保てるよう計画的な維持管理や改修を進める必要があるとともに、防災拠点としての機能を高める必要があります。

また、本町では公園の利用を高めるために、各公園等の草刈りや遊器具の維持管理を行っています、利用者の少ない公園などは廃止の検討も必要な状況となっていることから、整備の継続と公園の近代化を進めることも重要です。

町所管公園一覧

番号	公園名称	その他の公園 (条例有)	児童遊園扱	その他	都市公園	面積
1	泉ヶ丘公園				街区公園	0.18ha
2	湯の島公園				近隣公園	1.00ha
3	水郷公園				都市緑地	5.40ha
4	おひさま公園				街区公園	0.53ha
5	摩周温泉公園				街区公園	0.82ha
6	摩周森の公園	○				2.16ha
7	川湯駅前公園	○				0.15ha
8	川湯市街地小公園			○		0.06ha
9	みはらし台公園		○			0.11ha
10	泉団地広場			○		
11	緑団地広場			○		0.05ha
12	摩周運動公園	○				4.17ha
13	弟子屈町ウタリ郷土自然公園	○				
14	屈斜路ウォータースポーツ交流公園	○				
15	弟子屈町羽田里山公園	○				9.19ha
16	美留和農村公園	○				0.33ha
17	川湯農村公園	○				0.33ha
18	仁多農村公園	○				0.31ha
19	南弟子屈農村公園	○				0.30ha
20	奥春別農村公園	○				0.44ha
21	桜ヶ丘森林公園	○				25.08ha
22	釧路川ふれあい広場				街区公園	0.18ha

取組の方針

- 市街地における景観に配慮した建築物の整備や、農業地における緑肥作付けなどによる農業景観など、町全体が統一感を持った景観づくりを目指します。
- 阿寒摩周国立公園内や景勝地では、施設の適切な整備と運用への取組を進めます。また、川湯温泉に残存する廃ホテルの除却を進めます。
- より多くの住民に親しまれ、利用される公園の整備を推進するとともに、防災関連施設としての改修を進めます。また、老朽化が進む公園の廃止を検討します。

目指す姿

- 本町の景観条例を踏まえた、町全体が統一感を持った景観づくりが進んでいます。また、自然を満喫する町内の公園が、多くの住民に安全に利用されています。

施策

(1) 統一感を持った景観づくり

景観行政団体への移行を目指す本町の景観計画を踏まえ、景観法等関連する法令に則した景観計画を修正し、町全体が統一感を持った景観づくりを進めます。

市街地においては、街並み景観の統一に向け、景観に配慮した建築物の整備を促進するとともに、農業地においては、本町の持つ美しい自然景観と緑肥作付けなどにより創出する農業景観の融和による、魅力ある風景づくりを推進します。

主な施策推進事業

- 景観改善事業
(★「まちづくり」推進事業)

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 景勝地における適切な施設管理

本町の景観計画、及び阿寒摩周国立公園計画における施設計画や観光振興計画等に基づき、景勝地の施設の在り方についての考え方の周知を図るとともに、景勝地の保護と利用に則した施設が運営されるよう、その活用に対する適切な管理・運用への指導に努めます。

主な施策推進事業

- 景勝地における景観ルール啓発事業
- 景勝地域内施設の管理・指導事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(3) 公園施設の整備と活用

都市計画マスタープランや緑の基本計画、及び公園施設長寿命化計画に基づき、公園・緑地における防災拠点としての適正な配置、改修を進めるとともに、維持保全に努めます。

また、町内にある魅力ある公園の管理と運用を改善し、住民の利用がより高まる取組を進めます。

主な施策推進事業

- 公園長寿命化事業
- 公園魅力発信事業

協働の役割分担

住 民	団体等	行 政
○	○	◎

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R11年度)
(1) 景観条例違反施設数	施設	0 (R6年度)	0
(2) 公園利用者の満足度 ※公園利用者アンケートの実施による。	%	52.0 (R6年度)	57.0

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
弟子屈町景観計画	令和4(2022)年度～
弟子屈町緑の基本計画	平成22(2010)年度～
公園施設長寿命化計画(更新版)	令和7(2025)年度～令和16(2034)年度
弟子屈町都市計画マスタープラン	令和5(2023)年度～令和24(2042)年度
弟子屈都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	令和2(2020)年度～令和12(2030)年度
弟子屈町観光振興計画(後期)	令和8(2026)年度～令和11(2029)年度

関連するSDGs (Goals)



水郷公園

1 防災対策と強靱化の推進

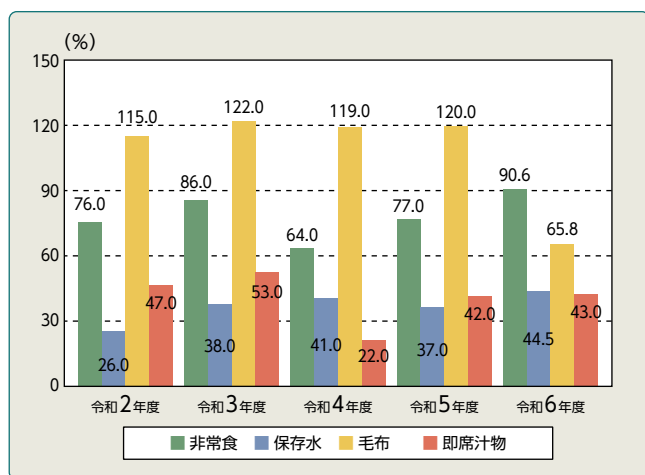
現状と課題

本町では、大規模な自然災害の発生に対応できる総合的防災体制の確立に向け取組を進めるとともに、住民や観光客等の安全・安心の確保をより強固なものとするよう努めてきました。また、建物の耐震促進や治山・治水対策等により、災害の未然防止策の強化を図るとともに、総合防災訓練をはじめとした各種訓練を定期的実施し、住民の防災意識の向上や備蓄品等の整備も進めてきました。

併せて、河川敷地内の伐根物の除去及び土砂の撤去等を行い、河川本来の通水性を確保し災害の未然防止を図るなど、減災対策も推進しています。

こうした取組と併せ、現在進められている備蓄品や防災資機材等の計画的な配備を今後も進める必要があります。

また、近年の人口減少に伴い、居住者がいなくなった空き家、空き建物、廃屋等が見られるようになっていますが、そのままの放置によって倒壊等保安上著しく危険となる恐れのある特定空き家は減少傾向にあるものの、家屋自体は増加傾向にあることから、その調査を続けるとともに、危険家屋は増加傾向にあることから、管理不全な空き家の所有者等に対し周知・指導を引き続き行う必要があります。



備蓄品目標達成率



防災訓練

取組の方針

- 住民の誰もが災害に対する備えを更に充実させるとともに、町全体の防災対策の一層の強化を推進します。
- 民間建築物の所有者が自ら耐震化を進めるとともに、所有者へ空き家等の管理対策の強化を呼び掛けることで、破損や倒壊等が危惧される建物への対応を進めます。

目指す姿

- 災害に強いまちづくりの構築が進み、広域避難体制が整い、住民や観光客等に対し有事の安全と安心を提供するまちとなっています。

施策

(1) 防災対策の推進

地域防災計画と防災マニュアルの定期的な検証と見直しを行い、防災体制の強化充実を図ります。

また、巨大地震及び噴火災害、雪害等大規模自然災害を想定した緊急災害情報伝達の仕組み及び防災通信設備の強化に向けた維持・更新を行い、災害時の円滑な避難対応を図るとともに、災害時の資機材・食糧・水等備蓄整備の充実を図ります。

さらに、災害時において、隣接自治体と相互協力を行う広域連携体制の維持・運用を図ります。

主な施策推進事業

- 防災訓練実施事業
- 災害時備蓄品整備事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	◎	◎

(2) 耐震化の促進と危険家屋の管理

民間建築物の耐震化促進に向け、「相談窓口体制の整備・啓発・情報発信」「耐震診断・改修のための補助支援制度」「耐震化を担う人材育成と技術力向上」の3つの観点から総合的に取り組みます。

また、空き家等の管理対策を行い、地震や台風などの災害による破損や倒壊の危険がある施設などへの対応を進めます。

主な施策推進事業

- 耐震化促進事業
- 空き家調査事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	◎	◎

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R11年度)
(1) 防災備蓄品備蓄率	%	非常食 90.6 保存水 44.5 毛 布 65.8 即席汁物 43.0 (R6年度)	100.0
(2) 危険空き家による被害数	件	0 (R6年度)	0

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
弟子屈町国民保護計画	令和元(2019)年度～
弟子屈町地域防災計画	令和2(2020)年度～
アトサヌプリ火山防災計画	令和元(2019)年度～
弟子屈町空き家等対策計画	令和7(2025)年度～令和11(2029)年度
弟子屈町強靱化計画	令和8(2026)年度～令和11(2029)年度

関連するSDGs (Goals)



2 消防力の強化と救急体制の充実

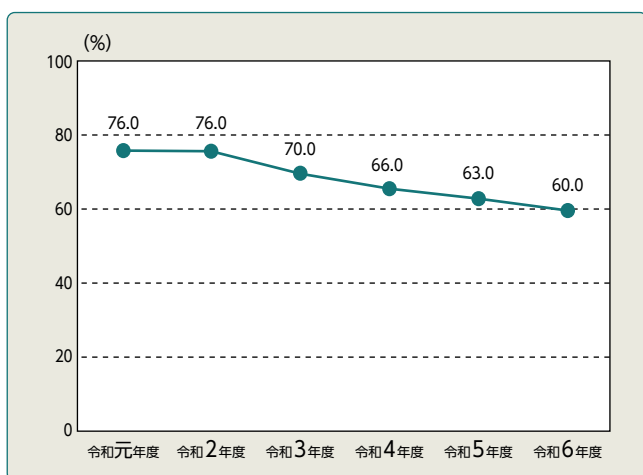
現状と課題

弟子屈消防署及び弟子屈町消防団は、弟子屈町全域の災害に対し組織的活動が迅速に図れる体制の構築に努めています。

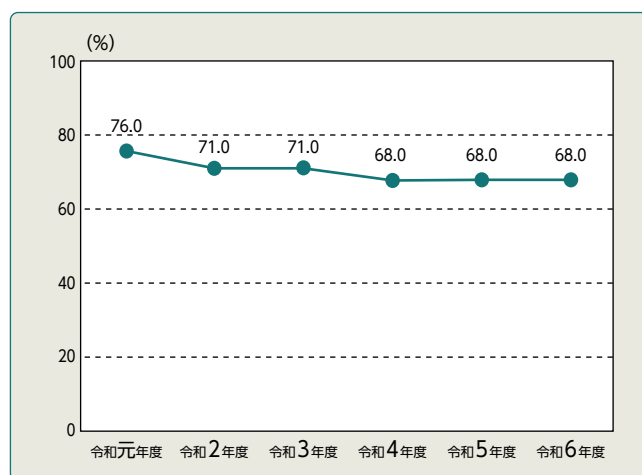
こうした中、消防団員の減少と高齢化が進んでおり、若年層の入団促進を図るとともに、適切な配備計画に基づき消防車両等の老朽化による更新を行っています。

本町の救急体制は救急車3台による運用により対応していますが、出動要請が重なる場合は、救急車の手配や隊員確保に苦慮しています。また、現在2名の救急救命士が活動していますが、高度医療化に伴う救急救命士養成や隊員教育の更なる充実が必要であるとともに、救急車及び高度救急資機材の計画的な更新や維持を行う必要があります。

本町の年間火災件数は、建物の防火性能や住宅火災警報器などの設置により減少傾向にありますが、住民に幅広く防災防火知識の普及を一段と推進するとともに、防火対象物への違反是正に伴う立入検査強化を図り、更に防災に強いまちづくりを進める必要があります。



消防水利充足率



消防団員充足率

取組の方針

- 防災、防火対策の日常化と情報伝達の迅速化に努め、本町の消防力の強化・向上に努めます。
- 町内事業者等への協力依頼や、SNSを活用した広報活動を行い、若年層消防団員の入団促進を図ります。
- 住宅用火災警報器の設置促進や防火査察・指導を強化し、火災発生の防止と被害の抑制に努めます。
- 救命講習の充実と、救急救命士の養成や救急隊員の資質向上による、救命率向上と病院前救護*の向上を図ります。

目指す姿

- 消防、行政、住民が一斉に行動し、身体・生命・財産を守り、安心を提供できる消防体制と活動が展開されています。

*病院前救護 消防に入電があってから病院に搬入するまでの病院外での救急活動

施策

(1) 常備消防力の充実と強化

釧路北部消防事務組合では、弟子屈町・標茶町・鶴居村の各消防署で受けていた119番通報を弟子屈町に集約し、通信業務共同運用の開始や通信指令も集約化されたことを受け、出動体制の充実と消防車両人員の効果的な整備配置計画により、更なる消防救急体制の強化を図ります。

また、複雑多様化する各種災害に対し被害を最小限に止めるため、耐震性のある貯水槽の整備のほか、地域防災の組織化を図ります。

主な施策推進事業

- 消防水利整備事業
- 水槽付消防ポンプ自動車更新事業
- 消防装備品整備事業
- 地域防災組織拡充事業
- 指令車両整備事業
- 消防施設整備事業（★「くらしづくり」推進事業）

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 非常備消防力の充足

地域防災力の中核となる消防団員の定員改正を進め、定数充足化と若年層消防団員の確保を進めるとともに、消防署と連携し弟子屈町の防災体制強化を図ります。

主な施策推進事業

- 消防団員入団促進事業
- 消防団員育成強化事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(3) 防火体制の強化

住民の防火・防災意識の啓発と知識普及を図るとともに、住宅用火災警報器の全戸設置を促進します。また、住民が安心して暮らせるよう、防火対象物や高齢者入居施設の防火査察・指導を強化し、火災被害の抑制と防火体制の強化を図ります。

主な施策推進事業

- 地域防災啓発推進事業
- 防火査察執行体制充実強化事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	○	○

(4) 救急体制の充実

心肺停止患者の救命率向上と病院前救護の向上のため、救急救命士の養成や救急隊員の資質向上に努め、医療機関との連携を図るとともに高規格救急自動車や高度救命用資機材の充実を図ります。

住民への予防救急教育を取り込んだ救命講習(心肺蘇生法やAEDの取扱いのほか、急病に対する講習等)を継続的に実施し、病気等に対する正しい知識と処置を習得させ、救命率の向上を目指します。

主な施策推進事業

- 救急救命士養成事業
- 救命講習普及事業
- 高規格救急自動車更新事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
◎	○	◎

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R11 年 度)
(1) 消防施設の整備率	%	60.0 (R6年度)	80.0
(2) 消防団員充足率	%	68.0 (R6年度)	70.0
(3) 住宅火災警報器設置率	%	67.0 (R6年度)	80.0
(4) 心肺機能停止傷病者に対する住民の応急手当 (胸骨圧迫・人工呼吸・AED) 実施率	%	33.3 (R6年度)	50.0

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
弟子屈消防署普通建設事業計画	令和3(2021)年度～
弟子屈町地域防災計画(改訂版)	令和2(2020)年度～
釧路北部消防事務組合消防計画	平成20(2008)年度～

関連するSDGs (Goals) ➡



AEDの操作訓練

3 防犯対策と交通安全の推進

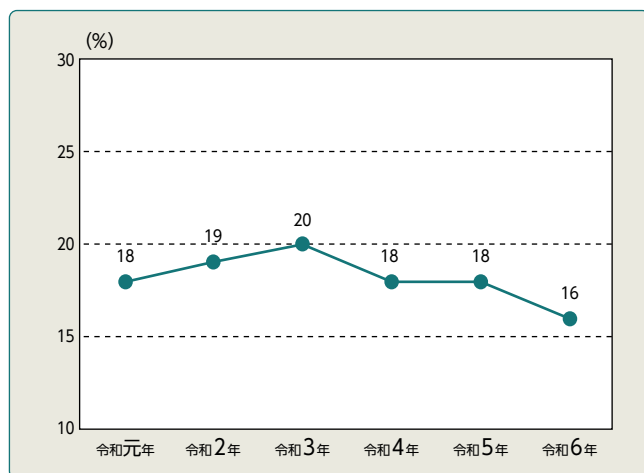
現状と課題

本町では、犯罪のない社会づくりに向け、防犯協会などの関係機関と情報共有を図りながら、犯罪のない「安全・安心なまち」を目指し、啓発・巡視・見守り活動を展開するとともに、住民の自主防犯意識の高揚を図るため、関係機関と協力し、啓発活動を実施しています。

防犯灯については、耐久性や省エネルギー性能を高めるためのLED化が終了しており、今後は住民ニーズにあわせて必要な場所に設置します。

また本町では、町内における交通死亡事故ゼロを目指し、弟子屈警察署や関係機関・自治会などと連携して、早朝啓発や特別街頭啓発運動や、夕暮れ時のパトライト作戦を実施するとともに、交通安全意識の高揚を図るため、交通安全運動を各関係機関と協力し実施しているほか、各自治会、小・中・高校・認定こども園・保育園等で交通安全教室を開催しています。併せて、高齢者の免許返納を促進しています。

今後、住民の高齢化が進む中で、犯罪や交通事故に巻き込まれることが懸念されており、関係機関と住民が一体となった取組を強化する必要があります。



刑犯認知件数



交通安全運動

取組の方針

- 防犯関係機関や団体と情報共有を図り、住民との連携による防犯活動の充実を図ります。
- 防犯灯の整備促進等を進め、犯罪抑止につながる取組を推進します。
- 交通事故の防止とそれを支える人材育成を進めるとともに、効果的な交通安全運動を行います。

目指す姿

- 交通事故のない社会に向けた対応や、多種多様な凶悪犯罪を誘発する社会環境の変化に対応した防犯対策の強化が進んでいます。

施策

(1) 防犯対策の推進

警察や防犯協会、自主パトロール隊など関係機関・団体と情報共有を図りながら、犯罪のない「安全・安心なまち」を目指し、住民や自治会等との連携による啓発・巡視・見守り活動を展開します。

主な施策推進事業

- 防犯活動事業
- 防犯啓発・巡視・見守り事業

協働の役割分担

住 民	団体等	行 政
◎	◎	○

(2) 防犯施設の整備促進

自治会との連携により、住民ニーズに合わせ必要な防犯灯の整備を進めます。

主な施策推進事業

- 防犯灯整備事業

協働の役割分担

住 民	団体等	行 政
○	○	◎

(3) 交通安全の推進

幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした交通安全教育を実施し、交通安全意識とモラルの向上を図ります。

また、交通指導員等の活動の推進と人材育成に努め、各自治会と連携した期別運動時における街頭啓発の推進を図ります。

主な施策推進事業

- 交通安全事業
- 交通安全街頭啓発事業

協働の役割分担

住 民	団体等	行 政
◎	○	○

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R11年度)
(1) 犯罪発生件数	件	16 (R6年)	10
(2) 防犯灯新規設置要望に対する対応	%	100.0 (R6年)	100.0
(3) 交通死亡事故件数	件	0 (R6年)	0

関連するSDGs (Goals) ➡



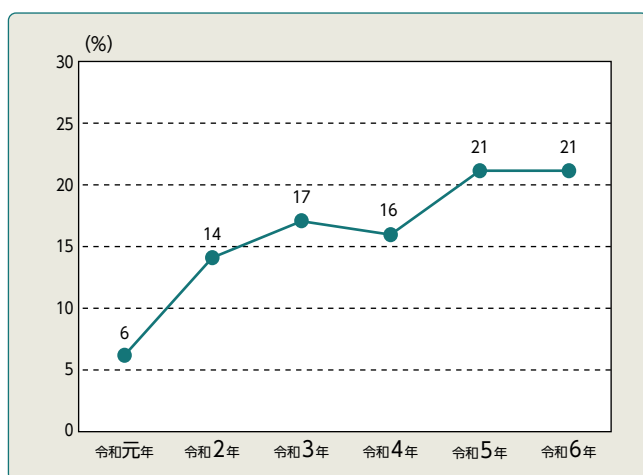
4 安心できる消費生活の確保

現状と課題

悪質商法や特殊詐欺等が依然として発生し続け、更に巧妙化する中で、消費者トラブルの未然防止を図るとともに、トラブル発生後の相談支援体制を強化する必要があります。

そのため本町では、消費者トラブルの未然防止等を図るとともに、広報紙等を通じ消費生活情報の提供を行っています。

しかしながら、悪質商法は地域を跨いで発生していることから、釧路地域消費者協議会との更なる連携を図るとともに、職員の各種研修会への参加を通じ、消費者トラブルに対応するスキルをの向上させる必要があります。



消費者相談件数



消費者活動の推進と啓発

取組の方針

- 消費者トラブルの未然防止等を図るとともに、広報紙等を通じ消費生活情報の提供に努めます。
- 消費者保護の関係機関・団体と連携し情報の共有を図ります。

目指す姿

- 悪質商法や振り込め詐欺の被害がないまちが実現しています。

施策

(1) 消費生活情報の提供

消費者トラブルの未然防止に向け、特に高齢者への啓発を図るとともに、広報紙等を通じ消費生活情報の提供に努めます。

主な施策推進事業

- 消費者トラブル未然防止事業
- 消費生活情報提供事業

協働の役割分担

住 民	団体等	行 政
◎	◎	○

(2) 消費者活動の推進と啓発

消費者保護の関係機関・団体と連携し情報の共有を図るとともに、職員が各種研修会に参加し専門的知識の向上を図ります。

主な施策推進事業

- 消費者研修会派遣事業
- 消費者保護啓発事業

協働の役割分担

住 民	団体等	行 政
◎	○	○

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R11年度)
(1) 悪質商法や振り込め詐欺などの被害件数	件	3 (R6年)	0
(2) 消費生活相談件数	件	21 (R6年)	25

関連するSDGs (Goals) ➡



歳末警戒街頭啓発

5 公衆衛生の強化と充実

現状と課題

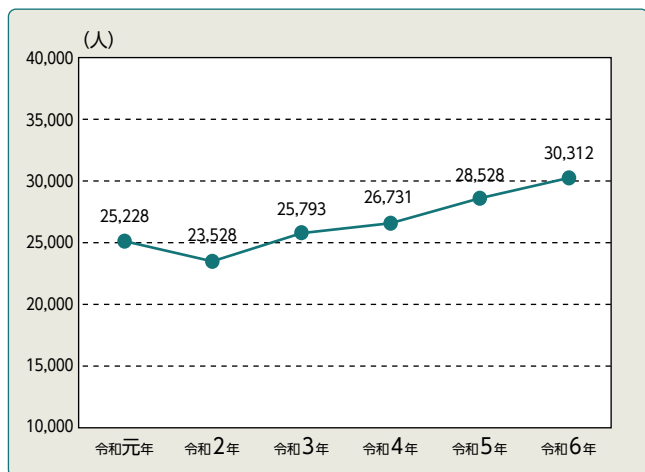
昭和50年に設置された町営公衆浴場「泉の湯」は、住民の生活環境の確保と健康の維持促進を図ることを目的としており、親しみある公衆浴場を目指して運営されています。

しかしながら、現在では老朽化が進んでいるものの利用者は増加しており、衛生管理に留意して今後も運営することが必要です。

なお、令和9（2027）年度には中心市街地に新たな公衆浴場の設置が見込まれ、その供用開始に合わせ、施設の移行が予定されていることから、その利用方策について検討することが必要となっています。

また、本町の墓地は、弟子屈墓地、川湯墓地、屈斜路墓地、古丹墓地、美留和墓地、札友内墓地等があり、地域住民との協働による維持管理や環境整備を行っています。

弟子屈墓地では令和7（2025）年度から合葬墓の運用が始まっており、今後も地域住民とともにその適切な管理及び利便性の向上に努める必要があります。



町営公衆浴場「泉の湯」利用者数



町営公衆浴場「泉の湯」

取組の方針

- 町営公衆浴場「泉の湯」の衛生管理に留意した運営に努めるとともに、新たな公衆浴場の供用開始に向けた準備を進めます。
- 弟子屈墓地での合葬墓の運用と併せ、地域住民との協働による墓地の維持管理と環境整備を推進するとともに、利用者による斎場の適切な使用を促します。

目指す姿

- 住民が安全に利用できる公衆浴場の運営と新規整備に努めるとともに、斎場や墓地の適正管理が行われています。

施策

(1) 公衆浴場の適切な運営

老朽化が進んでいる町営浴場「泉の湯」の適切な運営管理を図ります。

また、中心市街地再構築構想で計画中の公衆浴場については、関係機関と連携して完成後のスムーズな移行を目指します。

主な施策推進事業

- 公衆浴場維持管理事業
- 公衆浴場機能移行事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 墓地・斎場の維持

利便性の向上に努め、地域住民との協働による維持管理や環境整備を継続します。

また、斎場施設の保守点検や改修を計画的に実施し、安定した運営管理の継続に努めます。

主な施策推進事業

- 火葬場維持管理業務
- 墓地管理事業
- 火葬場・墓地利用啓発事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	○

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R11年度)
(1) 公衆浴場の年間利用者数	人	30,312 (R6年度)	31,000 (※R9年度)
(2) 広報紙等による火葬場・墓地利用啓発	回/年	4 (R6年度)	4

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
弟子屈町公共施設等個別施設管理基本計画	平成29(2017)年度～令和38(2056)年度

関連するSDGs (Goals) ▶▶



1 市街地整備の推進

現状と課題

本町では、人口減少や年代構成の変化、地域経済の低迷と中心市街地の空洞化、公共施設や民間施設の老朽化等が進んでおり、その課題解決に向け市街地の中心に位置する営林署跡地に、交流人口拡大による地域と観光の交流拠点となる施設等の整備が進められています。

新たな施設は温浴機能を中心に、全ての住民、特に若者たちをはじめとした利用者が普段使いができ、楽しみ・憩い・くつろげるさまざまなスペースとサービスを提供するものとします。複合施設とすることで、本町の温泉が人々を惹きつけ、一日を過ごせる居場所を作り、コミュニティの醸成や友人との大切な時間、学び・気づきの獲得を実現します。また、複合施設を中心とした市街地エリアのリノベーションを進めることで価値を高め、地域の経済活動の活性化や再投資を目指し経済の循環を進めます。

併せて、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、町・弟子屈町商工会・摩周湖観光協会・地元商店街及び都市再生推進法人などにより構成する「テシカガまちなかデザイン」により官民連携によるエリアプラットフォームを構成しており、住民や民間事業者と行政が一体となったコンパクトなまちづくりを進める必要があります。



中心市街地複合施設（イメージパース）

取組の方針

- 計画的な土地利用の推進により、都市機能がコンパクトに集積した魅力的で暮らしやすい街並みづくりを推進します。
- 本町の中心市街地に新複合施設を整備し、併せて、周辺のエリアリノベーションに取り組みながら、住民や観光客が集まり賑わいのあるまちの再生に努めます。

目指す姿

- 若い世代を中心とした多世代の住民や観光客が、心地よく長く滞在したくなる市街地エリアの再生が図られています。

施策

(1) 魅力的で暮らしやすい街並み形成

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画等に基づく計画的な土地利用の推進により、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市機能がコンパクトに集積した市街地の形成を推進します。

主な施策推進事業

- 立地適正化事業
- 都市再生整備事業

協働の役割分担

住 民	団体等	行 政
○	○	◎

(2) 中心市街地の再構築による地域商工業の振興

老朽化が進んでいる公共インフラの集約化により誘導施設となる新複合施設を整備することで中心市街地へのコンパクトシティ化を進め、住民及び観光客を市街地に誘導する仕組みづくりを推進します。

主な施策推進事業

- 新複合施設整備事業 (★「まちづくり」推進事業)
- 中心市街地エリアマネジメント事業 (★「まちづくり」推進事業)
- 廃ホテルの除去事業

協働の役割分担

住 民	団体等	行 政
◎	◎	◎

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R11年度)
(1) 中心市街地エリアの満足度 ※総合計画町民アンケート調査結果による。	%	61.0 (R6年度)	65.0
(2) 新複合施設の整備進捗率	%	40.0 (R6年度)	100.0

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
弟子屈町立地適正化計画	令和5(2023)年度～令和24(2042)年度
弟子屈町都市計画マスタープラン	令和5(2023)年度～令和24(2042)年度
弟子屈町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	令和2(2020)年度～令和12(2030)年度
弟子屈町中心市街地再構築全体構想	令和元(2019)年度～
弟子屈町中心市街地再構築基本計画	令和2(2020)年度～
弟子屈町観光振興計画(後期)	令和8(2026)年度～令和11(2029)年度

関連するSDGs (Goals)



2 道路の利便性の向上

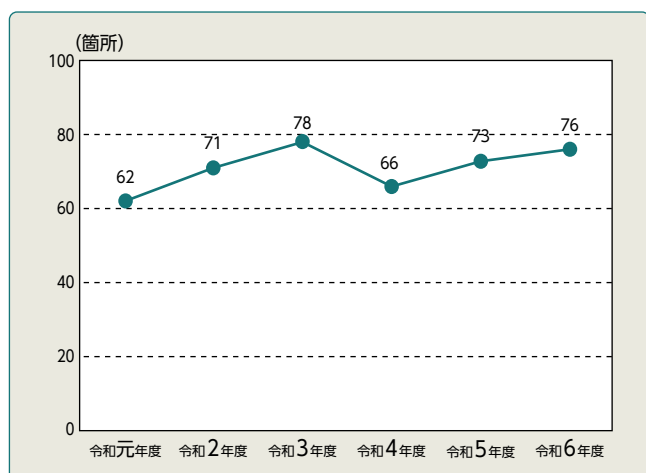
現状と課題

本町には、釧路市から網走市に至る一般国道391号、本町から帯広市に至る一般国道241号、網走市から網走郡美幌町を経由して、根室市に至る一般国道243号の国道が走り、また、町内を結ぶ主要地方道である道道52号屈斜路摩周湖畔線、釧路市と弟子屈町を結ぶ主要地方道である道道53号釧路鶴居弟子屈線、町内を結ぶ一般道道である道道717号札友内弟子屈停車場線が国道と連結しており、これらは主要幹線として国や道が整備を進めています。

本町の町道整備は道路新設の方針を変え、道路補修を中心に進めていますが、現在1級町道が80.65km、2級町道が86.54km、その他町道が248.54kmあり、計415.73kmとなっており、その舗装化率はそれぞれ87.2%、84.4%、31.0%となっています。

また、本町の橋梁は、橋長が15メートル未満の割合が約6割を占めており、15～50メートルが約4割弱、50メートル以上の橋梁が約1割を占め、PC橋（プレストレスト・コンクリート橋）が全体の約半数、鋼橋が4割弱、RC橋（鉄筋コンクリート橋）・その他の橋梁が2割弱となっています。

本町の道路や橋梁は年々老朽化が進んでおり、必要な定期点検によって整備が進められていますが、住民の生活道路として重要であり、道路舗装の長寿命化や維持修繕によりライフサイクルコストの縮減に今後も努めながら、安全な道路環境の維持を図る必要があります。併せて、町道における車両及び歩行者の安全・安心な通行の確保にも努める必要があります。



町道の修繕箇所数



町道の補修

取組の方針

- 国道・道道の利便性の向上や安全性の維持に向け、国や道への整備促進に努めます。
- 町道や生活道路、及び橋梁の整備を計画的に推進するとともに、冬期間における道路の安全性の向上に努めます。

目指す姿

- 市街地の形成に沿って、安全な道路の整備が維持されています。

施策

(1) 国道・道道の整備促進と充実

観光客の利便性や物資輸送車輛の安全な交通を確保するために、国に対し地域高規格道路の整備促進を要請するとともに、地域住民の声を重視した国道・道道への改善・補修要望を随時実施していきます。

主な施策推進事業

- 要望活動推進事業
- 実施状況広報推進事業

協働の役割分担

住 民	団体等	行 政
○	○	◎

(2) 生活道路の充実

車輛の安全交通や地域住民・観光客の通行ニーズに対応し、計画的な橋梁及び道路の補修を進めます。
また、冬期間の道路の安全性を高めるため、防雪柵の設置や福祉除雪等、除排雪体制の強化を図ります。

主な施策推進事業

- 道路整備事業
- 道路橋梁施設維持管理事業
- 橋梁長寿命化事業
- 道路等長寿命化事業

協働の役割分担

住 民	団体等	行 政
○	○	◎

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R11年度)
(1) 国・道への要望活動	回／年	3 (R6年度)	3
(2) 橋梁長寿命化工事完了箇所数 (累計)	基	3 (R6年度)	13 (R7～R11年度)

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
弟子屈町橋梁長寿命化修繕計画	令和4(2022)年度～令和13(2031)年度
弟子屈町公共施設等個別施設管理基本計画	平成30(2018)年度～

関連するSDGs (Goals) ▶▶



3 住宅環境の充実

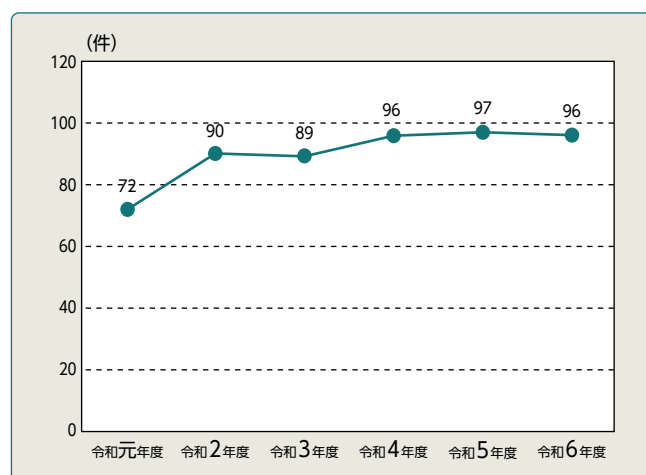
現状と課題

本町が管理する公営住宅等は、令和7年度において14団地、84棟、471戸で、弟子屈市街地に6団地（38棟、245戸）、川湯市街地に4団地（38棟、200戸）、その他の地区に4団地（8棟、26戸）立地しています。

現在、耐用年数に達している住宅は112戸（23.8%）、耐用年数の2分の1に達している住宅は108戸（22.9%）となっており、両方を合わせると全体の5割弱を占めることとなり、老朽化が進んでいます。

そのため、本町では公営住宅ストック（既存住宅）の建替えを推進し、管理戸数の適正化、居住水準の向上、セーフティネット機能の強化を進め、利用者の生活水準を保つ取組を進めていますが、住宅の不足が課題となっており、またそのことにより町内への居住者の誘引が十分できていないことから、今後、民間事業者等による住宅整備を勘案しつつ、適切な公営住宅の供給が必要となっています。

また、民間住宅については、町内企業への就職や町内に居住を希望する方に対する賃貸住宅が不足していることから、良質な賃貸住宅等の建設を促進するとともに、建築基準法等関連法規や建設リサイクル法の遵守が求められており、適切な指導を行う必要があります。



住宅リフォーム助成等申請



公営住宅（川湯）

取組の方針

- 公営住宅の長寿命化計画に基づき、公営住宅を計画的に建て替え、快適な居住空間の提供に努めます。
- 住民がより快適な住宅で生活できるよう、支援制度の充実に努めます。
- 空き家バンクが活用されるよう、登録物件の増加を推進し、より多くの希望者に提供されるよう努めます。

目指す姿

- 子どもから高齢者まで誰もが本町に住み続けられ、新たな住民の居住が進んでいます。併せて、町内の住宅関連産業が活力ある活動を行っています。

施策

(1) 公営住宅建替え及び住環境改善の推進

公営住宅の計画的な建替えを継続的に行い、居住水準の向上と、セーフティネット機能の強化に努めるとともに、公営住宅の長寿命化に向け適正な管理と運用を図ります。

主な施策推進事業

- 公営住宅建替事業
- 公営住宅改修事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 住み良い住宅づくりの推進

バリアフリー化や省エネルギー化などの住宅リフォームに対する相談体制の拡充や住宅建設促進事業など、住み良い住宅づくりに向けた支援制度の充実を図ります。

主な施策推進事業

- 住宅建築資金助成事業
- 民間賃貸住宅建設促進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	○

(3) 空き住宅等の管理と有効活用

今後増加が見込まれる空き家対策と、不足する住宅供給を結びつけ、定住など地域の活性化につなげる空き家バンクの登録物件の増加と、活用について推進します。

主な施策推進事業

- 空き家バンク制度普及・活用推進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	◎	◎

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R11年度)
(1) 期間内における公営住宅建替棟数	棟	8	10
(2) リフォーム及び新築の助成制度申請件数	件	378 (R6年度)	380 (R11年度)
(3) 空き家バンク年間登録件数	件	5 (R6年度)	8

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
弟子屈町住生活基本計画	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
弟子屈町公営住宅等長寿命化計画	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
弟子屈町空き家等対策計画	令和7(2025)年度～令和11(2029)年度
第3期でしかが まち・ひと・しごと創生戦略	令和8(2026)年度～令和11(2029)年度

関連するSDGs (Goals)



4 上水道と温泉の保全

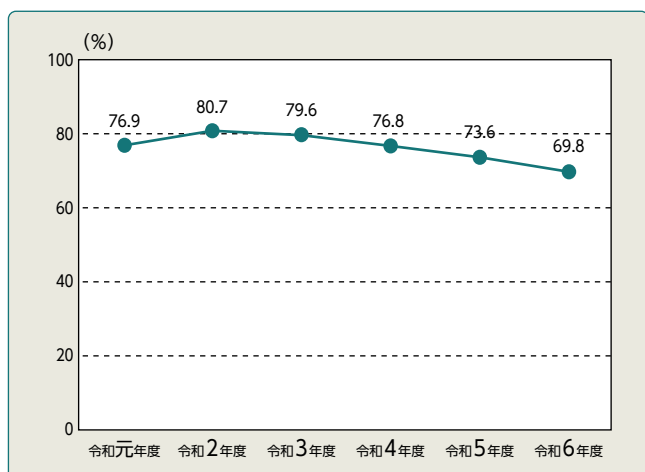
現状と課題

水道は、住民の生活に欠くことのできないもので、その水道を供給する事業体は、水源及び水道施設やこれらの周辺の清潔保持、また、水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じることが求められています。

現在、本町の水道事業は、弟子屈上水道事業、川湯簡易水道事業、美留和簡易水道事業、屈斜路簡易水道事業の4事業によって行われています。また、農業用水道は、産業振興的観点から営農用に布設された水道として、水利権も雑用水として取得されていますが、飲用水としても利用されています。

これらの水道は、水源を奥春別川としている弟子屈浄水場系統と美留和深井戸を水源としている美留和浄水場系統の2系統で行われていますが、浄水場や配水管等の施設の管理と安全な供給が求められており、施設の老朽化や災害に対応するため、水道管路及び配水施設等の長寿命（耐震）化も含めた整備を進める必要があります。

また、本町は温泉に恵まれ、町内のあらゆるところでさまざまな泉質の温泉が利用されていますが、温泉施設の老朽化や災害に対応するため、温泉管路及び給湯施設等の整備を進めるとともに、経営の合理化・効率化に努めつつ、利用拡大を促進する必要があります。



水道有収率※



弟子屈浄水場

取組の方針

- 水道施設の老朽化対策や災害対策を進めるとともに、水道事業の効率化を推進します。
- 温泉施設の老朽化対策や災害対策を進めるとともに、温泉の利用拡大に向けた取組を推進します。

目指す姿

- 水道及び温泉の安定供給と、それを支える安定した事業経営が行われています。

※有収率 配水量に対する水道料金の対象となった水量の割合のこと。

施策

(1) 水道水の安定供給

水道施設の老朽化や災害に対応するため、水道管路及び配水施設等の長寿命（耐震）化も含めた整備を進めます。

また、コスト低減による水道事業の効率化に努めるとともに、適切な施設の維持管理を推進し、会計業務や物資共同購入などの広域化及び施設維持管理の民営化を検討・推進していきます。

主な施策推進事業

- 水道施設長寿命化事業
- 水道事業効率化事業

協働の役割分担

住 民	団体等	行 政
○	○	◎

(2) 温泉の安定供給

温泉施設の老朽化や災害に対応するため、温泉管路及び給湯施設等の整備を進めます。

今後も安定的な経営を維持するために温泉資源を維持するとともに、経営の合理化・効率化に努めます。

また、中心市街地の活性化と併せて、平成 30 年度に掘削した新たな中央源泉の活用を推進します。

主な施策推進事業

- 温泉整備活用事業
- 温泉施設長寿命化事業

協働の役割分担

住 民	団体等	行 政
○	○	◎

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値（R11年度）
(1) 有収率	%	69.8（R6年度）	80.0
(2) 上水道管路耐震化率	%	11.2（R6年度）	12.7

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
弟子屈町公共施設等個別施設管理基本計画	平成 29 (2017) 年度～令和 38 (2056) 年度
弟子屈町強靱化計画	令和 8 (2026) 年度～令和 11 (2029) 年度

関連するSDGs (Goals)



5 下水道整備の推進

現状と課題

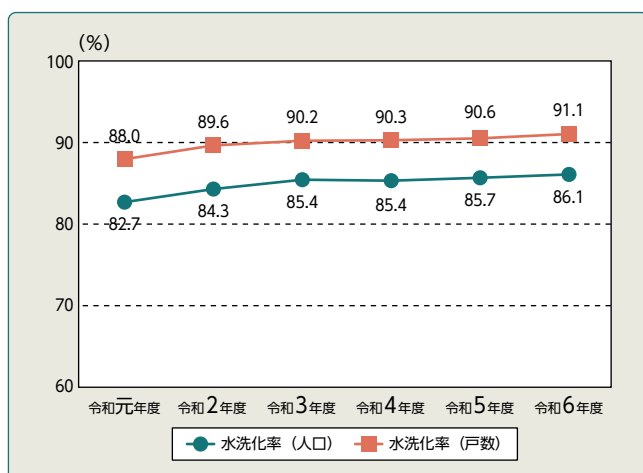
本町では、豊かな自然環境を守るため、下水道及び浄化槽施設の普及を推進することにより、生活環境の向上に努めています。

そのため、下水道供用開始区域における下水道への早期な接続に向け、水洗化工事に対する支援により水洗化率の向上を図るとともに、浄化センター施設の適正な維持管理と効率的な汚水処理を行い、放流基準を満たす水質の確保に努めています。

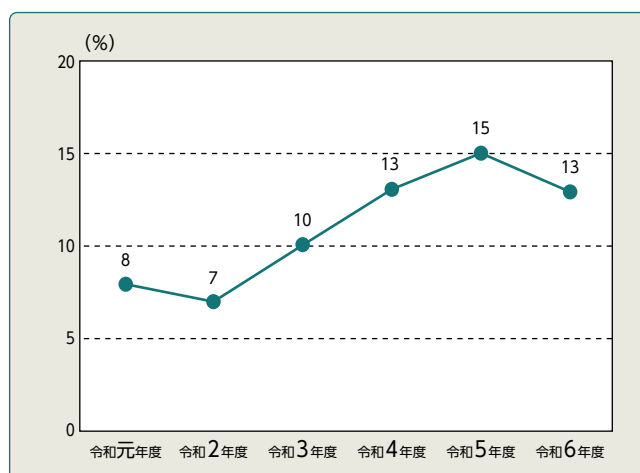
また、浄化センター内の機器設備は、日々稼働を続けており、消耗が著しい設備が混在している状況となっていることから、令和7年度より第2期「ストックマネジメント計画」に基づき、日常の点検・調査計画により、施設の定期的な点検・修繕と機械設備や電気設備の劣化状況から順次整備を進めています。

今後も、施設の計画的な整備を進めるとともに、住民の理解を促進し、本町の水環境の更なる向上を図る必要があります。

併せて、下水道事業については、令和6年度からの公営企業会計の法適用化を進めています。



水洗化率



浄化槽新規設置基数

取組の方針

- 公共下水道施設の老朽化対策や耐震化を進めます。
- 河川や湖への排水流入の低減に向け、合併処理浄化槽の設置を促進します。

目指す姿

- 安定した下水道事業経営が行われているとともに、本町の自然環境の維持に向け、浄化槽設置への理解と対応が進んでいます。

施策

(1) 公共下水道施設の更新及び整備

下水道計画区域内の地域においては、汚水処理施設の老朽化対策や耐震化を進め、安定した下水道施設の更新を図ります。

主な施策推進事業

- 長寿命化更新事業
- 汚水処理施設整備事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) 合併処理浄化槽の整備促進

下水道計画区域外の地域においては、排水処理に関する計画に基づき合併処理浄化槽の設置を促進します。

また、合併処理浄化槽の設置推進を通して、河川や湖への排水流入の低減に努め、水環境の保全を図ります。

主な施策推進事業

- 浄化槽設置費補助事業
- 合併処理浄化槽啓発事業
- 浄化槽台帳整備事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (R11年度)
(1) 公共下水道水洗化率	%	91.1 (R6年度)	93.0
(2) 年間合併処理浄化槽設置基数	基	6 (R6年度)	7

関係する個別計画

関 連 計 画 名	計 画 期 間
弟子屈町公共下水道事業計画	令和4(2022)年度～令和11(2029)年度
弟子屈町下水道ストックマネジメント基本計画(第2期)	令和7(2025)年度～令和11(2029)年度
弟子屈町強靱化計画	令和8(2026)年度～令和11(2029)年度

関連するSDGs (Goals)



6 公共交通の維持

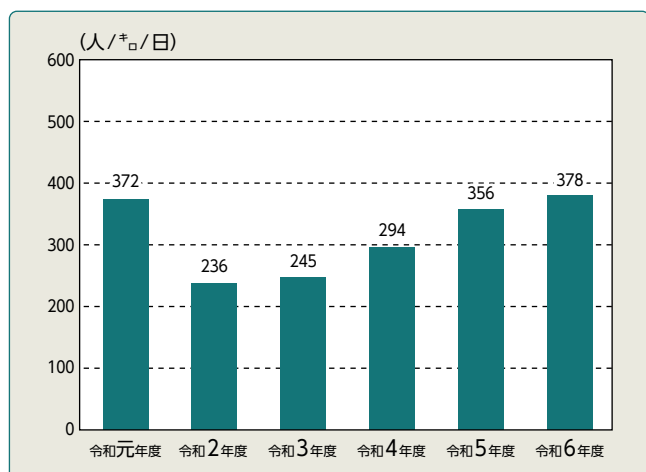
現状と課題

本町では、生活交通としての公共交通の維持を図るとともに、その利用の促進や鉄道、乗合ハイヤー等の交通との連携による利用促進を図り、観光周遊交通としての交通体系の確立と公共交通との連携による利活用に努めています。

また、観光交通と生活交通が一体となり、町内、観光地を周遊するバス路線を、観光客や地域住民に提供する弟子屈こパスポート事業を進め一定の効果が得られましたが、公共交通空白地における実態やニーズ、更に乗合ハイヤーの可能性を検討し、より利用しやすい公共交通の確立を目指す必要があります。

J R釧網線は、維持困難線区と位置付けられていることから、これまで以上に駅や踏切の廃止を含むJ R北海道の経営改善が進められることが想定されています。そのため、J R釧網線を維持するために沿線自治体及び北海道と一体的に利用促進の取組を進めていく必要があるとともに、町内における駅や踏切の存続策も積極的に検討していく必要があります。

さらに、生活路線の維持にもつながるよう、摩周湖や屈斜路湖へ向かうインバウンド利用も含めた観光客利用の増加を目指し、今後一層の取組の強化も必要となっています。



釧網線輸送密度



路線バス

取組の方針

- バス路線の維持に努めるとともに、新たな公共交通の確立に取り組みます。
- JR釧網本線維持活性化沿線協議会との連携により、路線維持に向けた取組を継続・強化します。

目指す姿

- 鉄道やバスなどの生活交通が維持されています。

施策

(1) 生活交通機能の維持

生活交通としてバス路線の確保・維持に努めるとともに、異なる交通モード（鉄道、乗合ハイヤー等）との連携や、新たな公共交通の可能性について検討を進め、観光周遊交通と地域生活交通との連携を推進します。

主な施策推進事業

- バス路線確保対策事業
- バス利用促進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	◎

(2) J R 釧網線の維持促進

J R 釧網線の路線維持のため、J R 釧網本線維持活性化沿線協議会での観光利用を中心とした利用強化推進事業の実施等、広域的、一体的な振興策の推進による利用客の維持に取り組みます。

主な施策推進事業

- 釧網線観光誘客事業
- 釧網線アクションプラン推進事業

協働の役割分担

住 民	団 体 等	行 政
○	○	○

指標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値（R11年度）
(1) 生活交通バスの利用者数 (川湯線・美留和線)	人	21,000 (R6年度)	23,000
(2) J R 釧網線輸送密度（東釧路～網走間） ※ J R 北海道発表の釧網線輸送密度。	人／日	378 (R6年度)	378

関連するSDGs (Goals)

